

高知県消費者教育推進 を策定しました

(平成29年度~平成34年度)

県では、被害に遭わない自立した消費者(自ら気づき、判断し、行動することができる消費者) にとどまらず、よりよい社会の発展に寄与する消費者を育成するために、市町村や学校教育、関係 団体など様々な主体との連携・協働のもと、消費者教育を総合的、体系的に推進していくことを目 的として、今年3月に「高知県消費者教育推進計画」を策定しました。

消費者教育の必要性

商品やサービス、取引方法の多様化、情報化やグローバル化の急速な進展のもとで、悪質化、複雑化する 消費者トラブルを未然に防止するためには、消費者自らが合理的な意思決定を行い、被害を回避する能力を 育むことができるよう、消費者教育を行うことが必要です。

また、消費者が自らの消費行動が社会に与える影響を自覚し、大量消費、大量廃棄を見直すなど、公正か つ持続可能な社会の形成に参画するためにも、消費者教育は重要な意味を担っています。

重点的に取り組む施策

高齢者の消費者被害の防止

高齢者の特性や高齢者が遭いやすい消費者被害の実態に即した注意喚起や情報提供を行うとともに、 地域の見守りネットワークの中でも消費者教育を推進します。

2 若者(高校生・大学生等)に対する消費者教育の推進

成人になったばかりの若者は様々な消費者トラブルに遭いやすい傾向にあることから、自立した賢い 消費者を育成するため、若者への消費者教育を推進します。

- 3 消費者被害・トラブルを潜在化させないための取組の推進
 - 消費者トラブルや被害を防ぎ、潜在化させないために、事例等の情報提供や相談窓口の周知を行います。
- 4 インターネット利用に伴うトラブルへの対応強化

スマートフォンやタブレット等、様々な情報通信機器が急速に普及し、新しいサービスが次々登場するな か、インターネットの利用に伴う消費者トラブルに対応するために、消費者教育や最新の情報提供を行います。

計画の本文をご覧になりたい方はこちら⇒http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/syouhisya-kyouiku.html

クイズで学ぼう!お金のイロイロ(問い)

知るぽるとHP「金融リテラシークイズ」より ※金融リテラシーとは、"お金の知識・判断力"のことです。



家計の行動に関する次の記述のうち、適切でないものはどれでしょうか。 () 家計簿などで、収支を管理する

②収入のうち、一定額を天引きにするなどの方法により、貯蓄を行う ③支払いを遅らせるため、クレジットカードの分割払いを多用する

答えは次のページ ⇒

高知県金融広報委員会は、中立公正な立場から、くらしに身近な金融に関する幅広 い広報・学習支援活動を行っている団体です。



高知県金融広報委員会 (事務局 日本銀行高知支店総務課内)

TEL:088-822-0114

ホームページ

高知県金融広報委員会 検索

矢口百太(矢口家の次男)